

項番	質問	回答
その他	改訂したマニュアルによる運用は何カ月必要か。	特に何カ月必要というより、まずはルールの変更とルールに沿った運用を速やかにお願いできればと思います。
その他	マニュアル、規程等、確認する条項はどれか。	<p>すべての条項について確認が必要ですが、既存のルールのうち、確認していただきたい条項を以下に記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J. 4. 4. 2緊急事態への準備 (A. 3. 3. 7) <p>個人情報保護法、プライバシーマーク制度が求める緊急事態の特定、対応を手順化してください。JIPDECのサイト「プライバシーマーク制度における事故等の定義」を参考にしてください。 https://privacymark.jp/system/accident/index.html https://privacymark.jp/system/accident/pdf/accident_flow2022_2.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J. 7. 1不適合及び是正処置 (A. 3. 8) <p>不適合に対する是正処置を実施するための手順にa)が含まれていることを確認してください。</p> <p>a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず、次の事項を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) その不適合を管理し、修正するための処置をとる 2) その不適合によって起こった結果に対処する <ul style="list-style-type: none"> ・ J. 8. 7本人に連絡又は接触する場合の措置 (A. 3. 4. 2. 7) <p>但し書きd)の5)の項目が保護法改正により変更になっているので、確認すること。</p> <p>5) 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (参考) 旧の記載： 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称 J. 8. 8個人データの提供に関する措置 (A. 3. 4. 2. 8)</p> <p>但し書きb)の1)、8)の項目が保護法改正により追加になっているので、確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 . . . 8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ J. 10. 2開示等の請求等に応じる手続 (A. 3. 4. 4. 2) ~J. 10. 5 <p>保護法の改正に伴い、第三者提供記録も対象になっているので、確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J. 10. 3保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知など (A. 3. 4. 4. 3) <p>保護法の改正に伴い、第三者提供記録も対象になっているので、確認する。</p> <p>a) に及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名が追加されていることを確認する。</p> <p>a) 組織の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
J. 2. 2	個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に追加が必要となる項目があるか。	「個人情報保護方針」で求められる項目は変更がありません。
J. 6. 2	内部監査は必要か。	「構築・運用指針」のJ. 6. 2で項目として設定されているので、必要です。 内部規程を改定されましたら、内部規程と「構築・運用指針」の適合性監査も実施してください。
J. 6. 3	代表者の見直しは必要か。	「構築・運用指針」のJ. 6. 3で項目として設定されているので、必要です。 内部規程を改定されましたら、内部規程と「構築・運用指針」の適合性監査をされますが、必要に応じてマネジメントレビューで社長様へご報告してください。
J. 8. 10	スキルシートの個人情報をマスキングしたデータは仮名加工情報か。	法律で定める仮名加工基準に基づかず、安全管理の一環等のためマスキングしたデータは仮名加工情報に該当しないと下記の個人情報保護委員会のFAQにあります。 https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q14-4/
J. 10. 3 (J. 8. 9/J. 8. 10)	公表事項に変更はしないといけない箇所はあるか。	保有個人データに関する事項の周知に「第三者提供記録」も対象として追加されたので、HPに「第三者提供記録」の開示にも応じることを追加することと、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」についても、周知する手段を取らないといけません。 JIPDECの認定個人情報保護団体の場合は、「認定個人情報保護団体事務局」に変更してください。 また、匿名加工情報や仮名加工情報について取扱いがあれば公表すべき項目が出てきます。